

## 資料 1

### デジタル行財政改革会議の開催について

令和5年10月6日  
閣議決定  
令和6年11月12日  
一部改正  
令和7年12月23日  
一部改正

1. 急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、デジタル行財政改革会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、次に掲げる国務大臣以外の国務大臣を構成員として参加させ、又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官、デジタル行財政改革担当大臣  
構成員 地域未来戦略担当大臣、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、デジタル大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣並びにデジタル改革、規制改革及び行政改革に関し優れた識見を有する者のうちから議長が指名する者
3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。